



Tenaris

行動基準
誠実と透明性のガイドライン

目 次

1. 序	4
2. 行動基準の導入について	6
3. コンプライアンスについて	7
4. 不正行為の報告について	8
5. ガイドライン	
5.1. 法の遵守	9
5.2. 透明性のあるマネジメント	10
5.3. 利益の相反、忠実義務、競業避止の義務	11
5.4. 贈物と接待	12
5.5. 会社資産の使用	14
5.6. 会社情報の保全	15
5.7. 会社情報の機密性保持	16
5.8. インサイダー取引	18
5.9. 技術資産の使用	19
5.10. 知的財産権	20
5.11. 内部統制	21
5.12. 正確な記録と報告	22
5.13. 営業上の優遇措置、賄賂禁止	23
5.14. 職場環境	26
5.15. 公共活動	27
5.16. 環境法令の尊重	28
6. 効力	29

親愛なる社員の皆様へ

テナリス・ウェイの中核となる価値基準は、誠実と透明性の2点です。テナリスは、関連法規や社内外の諸規則を遵守すること、そして会社の重要な戦略や経営に関する情報を共有することを全社員に対してコミットします。

この中核となる価値基準を実現する手段として、テナリス統一の「行動基準」を採択しました。これはテナリスと従業員また取引先との基本的にあるべき関係を定める倫理規定であり、会社の適切な運営についても規定しています。私達は全員、テナリスを代表して行うすべての事柄において、ビジネス行動基準、テナリスの方針、そしてすべての適用法令を適用する義務を負っています。

この義務は継続的なものであり、会社の事業環境や適用法令、経営上の最良慣行の変更を常に考慮することが要求されます。このような理由から、テナリスの取締役会はこの「行動基準」のアップデート版を採択しました。本アップデート版作成に当たっての目的は、私達個々の責任に関して適切で実用的なガイドラインを組み込んだ、明瞭で利用しやすい文書を提供することです。本行動基準はいくつもの言語に翻訳されており、会社の事業活動の地理的な広がりを反映しています。

本行動基準は、私達が直面する可能性のあるすべての状況を扱うことはできませんし、常識や良識に替わるものでもありません。疑問を感じたら、直属の上司、内部監査[部]またはテナリス法務部(Legal Services)のアドバイスを求めましょう。

私達の目的や価値基準を支持するとは考えにくい事柄や、法律、本行動基準、その他のテナリスの方針に違反している事柄について懸念があれば、それを声に出してください。コンプライアンス・ライン(ホットライン)を利用したいと思う状況が起こるかもしれません。ここでは、問題や懸念を秘密裏に提起することができます。懸念を表明したり、善意で通報した人に対して報復することを、会社は許容いたしません。

時間をみつけて本行動基準を読み、理解した上で、実践することを約束してください。

法と内規の遵守をベースにした、開かれた透明性のある管理に対する私達社員のコミットメントは、株主、債権者、従業員、顧客、納入業者等、私達の関係する取引先全般からの信任を得るためにも必要不可欠なものです。この信任は、私達の財産の一部であり、競争力の根幹をなす要素であり、これを保持してゆくことは、私達一人一人の責務であります。

2009年10月



社長兼最高経営責任者会長
パウロ・ロッカ

本行動基準の定めるガイドラインは、会社の従業員だけでなく、請負業者、下請業者、代理店、納入業者すべてに適用されるものです。

本行動基準は、誠実と透明性のガイドラインを定義したものであり、テナリスに勤務するすべての従業員が遵守しなければならないものです。

国内法令の範囲内で、テナリスと取引関係にある請負業者、下請業者、代理店、納入業者、コンサルタント、加えて有給か無給かに拘りなく、インターンもトレーニーも、本行動基準に従って頂きます。

各子会社の定めた雇用関係の範囲において、すべての従業員は、誠実さと忠誠心を持ってすべての業務に関連する行動に透明性を保持し、関連法規、社内外の諸規則、本基準、および適用ある社内の方針・手順に従うものとします。

本行動基準は、法律、誠実さ、会社に対する忠誠心、また透明性に対する個人個人のコミットメントを求めています。

(1)自分の業務に適用される法令およびテナリスの方針・手順を学び、これを遵守すること、(2)取るべき行動について不安を感じた場合はアドバイスやガイダンスを求めると同時に、他の人にもこれを奨励すること、(3)ビジネス行動に関するポリシーが対象とする事項について注意を払い、問題や違反につながるものがあれば、直属の上司、テナリス法務部、内部監査部またはビジネス行動コンプライアンス・オフィサー(「BCコンプライアンス・オフィサー」)に報告し、またはコンプライアンス・ラインに連絡すること、(4)問題を提起し、違反を通報しまたは調査に関与した個人を決して裁いたり報復しないことが、私達全員に期待されています。

業務上の判断を下す前に、以下の点を考慮してください。

- 行動案は、適用法令およびテナリスの社内方針・手順に沿っていますか？
- 行動案は、本行動基準の精神および条文に則ったものですか？
- 最も適切な判断として正当化できるものですか？
- 行動案がもし公開されたら、会社の評判や信用に悪影響を及ぼすことはないでしょうか？

本行動基準は、管理者、内部監査部、およびテナリス監査委員会によって導入されるものです。

テナリス監査委員会が、テナリスによる本行動基準の導入に関しての最高意思決定機関です。

内部監査部は、テナリス監査委員会の指揮のもと、本行動基準に関し通常の監督レベルでは満足いく回答ができない質問や、解釈に対応して行きます。テナリス人事部は、本行動基準に対する完璧なコンプライアンスを実現させるためのルールや手続を導入するものとします。

テナリス マネージメントは、全ての従業員、納入業者、代理店、代表者、下請業者およびコンサルタントに、本行動基準の内容を周知徹底し、各職場環境で具体的運用についての理解が得られるように努めてください。テナリス マネージメントは、内部監査部およびテナリス法務部と協議しその支援を得て、本行動基準およびテナリスの方針・手順に関する研修がテナリスの全従業員に対して実施されるようにしてください。

各社の従業員で、管理者より提供されるもの以上の情報を必要とされる人は以下の電子メールアドレスに直接問い合わせてください。

内部監査部(ブエノスアイレス、アルゼンチン)
auditoria_responde@tenaris.com

本行動基準に示されたガイドラインは会社の幹部や上司の指示・命令より優先されます。

本行動基準を遵守することに同意することが、テナリスにおける雇用の条件となります。

本行動基準の遵守は、各従業員の包括的かつ個人的な責任とします。本行動基準の適用について知らされた後に従業員が基準違反を犯した場合、無知や上司の指示・命令などを理由に抗弁することはできません。

従業員は、疑わしい違反行為に対して決して無関心の立場をとることなく、本行動基準の採用を前向きに積極的な姿勢をもっておこない、もし本行動基準から逸脱する行為や事象に気づいた場合は、自らの判断で行動を起こすことが求められています。

本行動基準の定めるガイドラインを遵守し、また要請があれば内部調査に協力することは、従業員一人一人の義務なのです。

監督義務のある立場にいる人々は、本行動基準に対する違反を是認したり容認したりしてはなりません。またそのような行為に気づいた場合は、速やかに報告しなければなりません。

本行動基準違反はその程度または適用される法律によっては、懲戒として解雇につながります。また解雇後であっても、さらには損害賠償等の法的措置がとられることもあり得ます。

本行動基準はコンプライアンス・ライン(ホットライン)設置の基準も定めています。報告者、通知者の身元を秘密扱いにし、当事者の抗弁権を尊重する選択も与えています。

テナリスは、国内法令の定めに従い、社内にコンプライアンス・ライン(問い合わせや報告受付用のホットライン)を設置して、本行動基準に関するあらゆる質問、ガイドラインの要求、また違反の状況あるいは行為があった場合の報告に対応しています。

このコミュニケーション・チャンネルは、コンプライアンス・ラインにコンタクトをとった従業員が不用意に罰せられることを防ぐ確実な仕組みとなっています。

コンプライアンス・ラインは、テナリス監査委員会の監督下で、内部監査部によって作成された手続に従って運営されていきます。

コンプライアンス・ラインへの連絡者は、自らの身元を秘匿するために、報告した内容のすべての記録書類に仮名を使用することを要請することができます。

テナリス マネージメントは、報告された情報の機密保持は勿論、本行動基準の違反を問われた人物に対しての公平な取り扱いと、全ての関連する従業員の弁護権などを、確実なものにしておくはなりません。

5.1. 法の遵守

従業員は、あらゆる法規制に従わなければなりません。

すべての従業員は、テナリスが事業または取引を行っている国々で施行されている法令を含め、テナリスが服すべき法令を遵守しなければなりません。従業員は、テナリスのグローバルな事業運営を理由として、ある国における不適切な行動により、当該不正行為が行われた国のみならず、他の国々においても、テナリスやその従業員が法的責任を負う可能性があることに留意すべきです。取ろうとする行動や他の事象により、いずれかの国においてテナリスが法的責任を負うことになるかどうか疑問がある場合には、従業員はその問題を直ちに直属の上司、テナリス法務部、内部監査部、および/またはビジネス行動に関するポリシーの主題事項に関連する場合はBCコンプライアンス・オフィサーに問題提起すべきです。

5.2. 透明性のあるマネジメント

作成された資料は、的確かつ明確な意思決定がなされたものでなければなりません。

従業員は必要な順序を踏んで情報と意思決定の透明性を確立しなければなりません。

ここでは、情報が正確に事実を反映している場合、「その情報は透明性がある」とします。

以下a、b、c、dすべての条件を満たしたとき、「その意思決定は透明性を持つ」とします。

- a. 適用される方針・手順に定めるとおり、適切な上位者によって承認されたもの。
- b. リスクに対する合理的な分析をもとにしたもの。
- c. 理論的な根拠を記録できるもの。
- d. 会社の利益を個人の利益より優先したもの。

5.3. 利益の相反、忠実義務、競業避止の義務

利益の相反は開示しなければなりません。

従業員と第三者との関係が会社の利益に影響を及ぼす可能性がある場合、現実的にまたは潜在的に「利益の相反」が存在する、とします。

従業員は、顧客、納入業者、代理店、請負業者、および競合会社との関係において、本人またはその親族や知人に利益をもたらし得る状況にある場合、会社の利益をいかなるものよりも優先しなければなりません。

テナリスの従業員が関わる「利益の相反の状況」については、適宜定める会社の規則が求めるところに従い、その全貌を書面にて開示する義務があります。その開示は「第三者との関係を規定する透明性ポリシー」に従って記入され、毎年(暦年)、提出されなければなりません。

従業員またはその親族や知人に対し、会社の承認のない個人的な便宜を図る業務上の行為で、結果的に会社またはその利害関係者(株主、顧客、納入業者、他の従業員、地域社会)に対して損害を与える行為は、本行動基準の原則に反する行為とみなします。

5.4. 贈物と接待

贈物の約束、授与および受領は制限されます。

贈物の約束、授与および受領は、取引関係の構築に結びつく場合があります。しかしながら、テナリスの従業員は、受領者に対して不当な影響力を創出または含意したり、義務を負わせるような過度のまたは不適切な贈物または接待を提供したり、受領することはできません。

政府機関および政府関連事業体(政府関連企業を含む)の役職員と取引をするときは、不正を示唆することが一切ないように、特に注意してください。適用法令が義務づける場合にBCコンプライアンス・オフィサーまたは現地のコンプライアンス・オフィサーの事前の書面による承諾を得ずに、政府の役職員に対して、直接、間接を問わず、贈物、旅行または接待を約束または授与したり、その代金を代わりに支払うことはできません。テナリスは、ビジネス行動に関するポリシーを採択しており、同ポリシーは、本行動基準のこれらの原則に従うようにテナリスが導入した手順を記載しています。政府機関や政府関連事業体の役職員に関連する問題があれば、BCコンプライアンス・オフィサーに相談し、またテナリスのビジネス行動に関するポリシーを参照してください。

非政府事業体に関しては、従業員は、心ばかりの贈物や参加記念品等の儀礼的な贈物で適正な価格のものを、第三者から見て不当な利益を得るためのものとみなされない場合であって、当該贈物が受領者の国の法令に違反せず、その他本ガイドラインの規定を遵守したものである場合に限り、授与したり、受け取ってよいこととします。

12ヶ月の期間内に、(内部監査部の勧告に基づいて)最高経営責任者が規定した金額を超える贈物を、1つの事業体または個人に対して贈ることを意図したり、これらから受け取る可能性がある場合には、直属の上司に伝えなければなりません。

従業員は、通常の儀礼的な関係と直接関連づけられない贈物または特別待遇を受ける際は、適切な対応について指示を得る目的で直属の上司にその事実を報告しなければなりません。

いかなる状況下においても、換金性の高い商品や現金を授与したり、受け取ったりしてはなりません。

ビジネスに関連するイベント、会議、展示会、新製品の発表会、新技術の説明会への招待を受けることについては、適切な上司の許可を得てからにしてください。

従業員の親族や友人等も、本項に記された贈物の受領に関する規制の対象となります。

5.5. 会社資産の使用

会社資産は、注意と責任を持って使用されなければなりません。

従業員は、会社資産の使用に関して、本来の目的に適った使い方で、また正式に使用許可を受けた者のみが、使用するよう to してください。

従業員は、現行国内法令に従い、会社の所有物およびその他の有形・無形資産を、無許可の使用、背任、過失または故意による損害、紛失から守る責任があります。

5.6. 会社情報の保全

情報へのアクセスは、許可された者のみに限られます。また情報は不当な漏えいから保護されなければなりません。

正式に許可された者のみが、適用法令によって課される制限に従うことを条件として、社内の書類、磁氣的・電子的・光学的に保存された書類・データ等の会社情報を、許可された期間および目的の範囲内で、閲覧することができます。

パスワードは従業員個人の署名に匹敵するものです。それは、本人のみが知りうる情報であって、第三者に公表してはなりません。

従業員は、会社情報を損害および紛失から守るために必要な手段を取り、社内ルールおよび規則で定められた期間、それらを保管することに直接的責任を負います。

5.7. 会社情報の機密性保持

法的に開示できない情報は機密扱いにしなければなりません。

従業員は、業務上入手したすべての会社情報の機密性を保持する義務があります。社内で機密情報と区分されたもののみが会社情報ではなく、極秘文書以外の文書、顧客、競合会社、納入業者、市場、公共団体に関する情報も、すべて会社情報に含まれます。

会社の事業内容または活動に関連した未公表の情報を開示することまたはその機会を提供することは、機密保持責任の重大な違反となります。

会社が正式に公表するまでは、国内法令に従って、会社の専有情報の機密性を保持してください。

私達が、業務を通じて秘密情報にアクセスする場合があります。例えば、事業計画、財務データ、技術情報、M&A活動、シニアマネジメントの異動等で、その他の範囲の情報を含む場合があります。

私達は、テナリスの秘密情報を、業務またはテナリスに対するサービスを履行するために当該情報を知る必要のない人とは共有しませんが、この第三者が守秘義務に拘束されている場合は別とします。

また私達は、他人の秘密情報も尊重しなければなりません。直接か第三者経由かを問わず、他社の秘密情報の入手や開示を求めてはなりません。

内部監査部は、適用法令によって課される条件や制限に従うことを条件として、本行動基準の各条項が遵守されているかを確認し、テナリスの利益を保護する目的で、会社情報、記録、その他の情報の経路を監視する権限を有します。

5.8. インサイダー取引

インサイダー取引および情報の漏えいは厳しく禁止されています。

従業員は、テナリスの証券あるいは取引先の証券を、重要な未公開情報を所持している間、売買あるいは取引してはなりません。

また同様に、従業員は、業務上知りえた自社に関する重要な未公開情報を、または他の公開会社に関する重要な未公開情報を、第三者に対し直接的または間接的に漏えいしてはなりません。

本項に違反した個人は、懲戒処分にとどまらず、それぞれの国の関連法規の枠組み内で、法的手続をとられることになることもあります。

株式投資を行う従業員は、有価証券の取引に関して、また第三者への秘密情報を提供することに関して、これを厳しく制約する諸規則が存在することをよく知っておかなければなりません。これらの問題について質問がありましたら、直属の上司、テナリス法務部、および/または内部監査部に知らせてください。

5.9. 技術資産の使用

ハードウェアおよびソフトウェアは、社用もしくは明確に許可された用途のためだけに使用されなければなりません。無認可のソフトウェアの使用は厳しく禁じられます。

従業員は、社内で許可された目的以外で、設備、システム、機器を使用してはなりません。

会社の公式な基準に準拠しないソフトウェアについては、各社システム部から書面にて許可を得た場合を除いて、その使用は許可されません。従業員は、社内の技術システム環境内に、ソフトウェアの不正コピーを持ち込んではなりません。

技術システム運営に携わる従業員は、ユーザーの使用制限を認知し、ライセンス契約違反等の会社の信用を失墜させたり、第三者や政府当局に対する責任を会社に負わせる行為をしてはなりません。

技術資産は、責任部門にて定められた運営規則と手続に従って扱われなければなりません。

5.10. 知的財産権

業務上開発された知的財産の権利は会社に属します。

業務上開発されたすべての知的財産の権利は会社に属するものとし、現行国内法令に従って最も適切な形でまた最も適切な時にその権利を行使できるよう、会社が管理することとします。

会社に帰属する知的財産には、計画、システム、手順書、方法論、経過、報告書、予測、図面、およびその他すべての社内活動、または作業請負が含まれます。

5.11. 内部統制

すべての従業員は、各々の職務において、内部統制を遵守し、それが正しく機能するように支援する責任があります。

会社の全てのレベルにおいて、統制の存在に対する認識および統制を重視する思考を持つ文化を普及させることがテナリスの方針です。会社の活動の効率性を高め、確立された最良慣行、テナリスの方針・手順、すべての適用法令に沿った形で会社の事業が実施されるようにするために、統制に向けた積極的な態勢を整えます。

内部統制は、会社の活動を検討、管理、調査するにあたり有益であり、欠くことのできない手段です。本行動基準およびテナリス全体において既に確立されまたは今後確立される方針・手順を尊重することが内部統制の目的です。また内部統制は、会社資産の保護、効率的な会社運営の管理、正確かつ完全な経理情報の提供および違法行為の防止を目的としています。

効率的な内部統制システムを構築する責任は、主として経営陣が負いますが、構築されたシステムを遵守し、内部統制の正しく機能した場合に認識される弱点または不備を見つけてこれに対処する責任は、会社組織のすべてのレベルの人々にあります。

5.12. 正確な記録と報告

すべての従業員は、各々の職務において、正確な記録を作成し保持する責任を負います。

テナリスの方針は以下のとおりです。(1)会社の帳簿および記録は、経済事象を報告する一般に認められた方法に従って取引を反映すべきこと、(2)不実表示、隠蔽、偽造、迂回その他不正確な財務帳簿・記録につながる故意の行為は違法であり、容認できないこと、および(3)適用ある会計基準に従って財務諸表を作成できるような方法で、取引をテナリスの帳簿・記録上に正しく反映すべきこと。また、「記録」という用語は広範であり、会社が作成または保管するあらゆる形式の情報を事実上含むものとします。

5.13. 営業上の優遇措置、賄賂禁止

営業上の優遇措置は適用法令および商習慣と整合性の取れたものでなければならず、テナリスの手順に従って承認されなければなりません。

すべてのコミッション、値引、与信、ボーナスの供与といった対応は、現行の法規に従って、法的に認められた企業・団体に対してのみ許されます。その場合、証憑書類を残さなければなりません。

上述の条件をすべて満たす場合であっても、営業上の優遇措置は、商習慣に従った、許容される水準内のものであり、適用ある方針・手順に従って行われるものでなければなりません。

例えば、金銭、贈物、旅費、過度な接待等、政府高官または政治家の決定に影響を与えることを意図すると解釈されるもしくは解釈されうるもの、または、受領者の国の法令に違反するもしくは違反するとされうるものを贈ってはなりません。また、テナリスは、仲介人、代理人、子会社または合弁会社を使って、テナリスの代理で政府高官または政治家に物を贈らせたり、贈る約束をさせることを禁じます。

政府機関および政府関連事業体(政府関連企業を含む)の役職員と取引をするときは、不正を示唆することが一切ないように、特に注意してください。適用法令が義務づける場合にBCコンプライアンス・オフィサーまたは現地のコンプライアンス・オフィサーの事前の書面による承諾を得ずに、政府の役職員に対して、直接、間接を問わず、贈物、旅行または接待を約束または授与したり、その代金を代わりに支払うことはできません。テナリスは、ビジネス行動に関するポリシーを採択しており、同ポリシーは、本行動基準のこれらの原則に従うようにテナリスが導入した手順を記載しています。政府機関や政府関連事業体の役職員に関連する問題があれば、BCコンプライアンス・オフィサーに相談し、またテナリスのビジネス行動に関するポリシーを参照してください。

賄賂は厳格に禁止されています。

Tenaris S.A.のビジネス行動に関するポリシーに定めるように、テナリスは、いかなる状況においても、賄賂その他の不当な支払の授受を容認しません。

米国の「海外腐敗行為防止法」を含め、多くの国で、賄賂を違法とする法律が制定されています。OECDの「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」は、国際ビジネス取引における外国公務員への賄賂に対する懲罰に関して法的拘束力を有する基準を制定しています。

これらの法律の違反は重大な犯罪であり、会社にとっては罰金、また個人にとっては禁固または懲役が科される場合があります。

5.14. 職場環境

雇用関係における不法な差別を禁じます。

すべての人々は、テナリスの求人に応募する権利があり、また応募資格、必須要件に従ってのみ審査され、恣意的な差別を受けることがあってはなりません。

役職を問わず、すべての従業員は他の従業員の個性を尊重する職場環境の維持に務めなければなりません。

テナリスは、国内法令の定めに沿って、健全かつ安全な職場環境を実現するために必須とされる方針を導入いたします。

5.15. 公共活動

会社を代表しての政治活動は制限されています。また政府の高官や役人との付き合いには制約があります。

従業員は、会社を代表して公に、政党の支持、選挙活動への参加、および宗教間、人種間、政治的または国家間の紛争に関与してはなりません。

いずれかの国で政治献金を行う場合は、テナリスのビジネス行動に関するポリシーに定める方針・手順を遵守するものとします。

テナリスの全従業員は、各地域の政府関係者との関係を律する法規を尊重しなければなりません。

国内法令や規則を尊重するということは、当然、環境法の遵守や、天然資源を有効活用することをも意味します。

5.16. 環境法令の尊重

私達は、会社の製造・販売拠点および大規模事務所において最大の影響をもたらす分野に努力を傾注しつつ、環境法上の実績を継続的に改善することを目指しています。私達は、環境に関して、環境法令の条文だけでなく精神も遵守することを求めます。基準が何もない場合は、会社自ら適切に高い基準を設定します。

私達は、資源の効率利用、輸送計画、廃棄物・排出物の削減、有害物質の慎重な取扱を通じて、会社の事業運営に与える環境上の影響を小さくすることをコミットしています。

会社の環境基準は、すべてのロケーションおよび事業の局面において適用されます。

6. 効力

本行動基準は2009年10月14日に効力を生じます。但し、本行動基準の採用および実施に管轄政府機関の承認を要する法域においては、テナリス法務部は本行動基準の効力発生を延期または停止することができるものとします。

<http://codigo.tenaris.ot>

For further information

Internal Audit Department
C.M. Della Paolera 299 - 4th floor
C1001ADA Buenos Aires. Argentina